

農地の賃借料情報の公表について

令和5年12月末現在
高山市農業委員会

令和5年中に貸借が開始した農地の賃借料について、農地法第52条に基づき下記のとおり区分毎に集計し、平均額、最高額及び最低額を公表します。

○地域・地目別・賃借料(賃借料無償の貸借は収集対象外)

地域	田（水稻作付け）				参考(田)	
	賃借料(円／10a)			筆 数	使用貸借(無償)	現物支給
	平 均	最 高	最 低		筆 数	筆 数
高 山	8,300	16,000	5,000	86	13	11
丹生川	3,500	7,900	2,000	9	16	0
清 見	3,000	5,000	2,000	42	26	0
莊 川	(2,000)	(2,500)	(2,000)	(117)	0	0
一之宮	2,800	3,000	2,500	5	340	0
久々野	3,400	3,600	3,300	5	41	3
朝 日	6,000	10,000	5,000	5	49	163
高 根	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)	0	0
国 府	9,500	18,000	1,900	179	41	4
上 宝	4,000	4,500	3,500	37	1	0
市全体	7,600			368	527	181

地域	畑（転作田・樹園地含む）				参考(畑)	
	賃借料(円／10a)			筆 数	使用貸借(無償)	現物支給
	平 均	最 高	最 低		筆 数	筆 数
高 山	11,100	25,000	4,000	39	36	0
丹生川	18,800	43,200	15,000	13	52	0
清 見	5,200	15,000	3,000	29	52	0
莊 川	2,000	2,000	2,000	1	22	0
一之宮	9,900	10,000	9,000	37	13	0
久々野	9,200	15,000	6,200	15	0	0
朝 日	(4,900)	(6,000)	(3,700)	(13)	0	0
高 根	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)	0	0
国 府	10,300	20,000	2,900	24	15	0
上 宝	4,300	4,500	3,900	4	0	0
市全体	9,900			152	190	0

※()は令和5年中に対象となる案件がない場合に、令和4年以前で、その直近年の数値を表示しています。なお市全体数値には、令和4年以前で直近年の数値は含めていません。

(1) 集計区分

- ・地目の区分は、田と畑（利用目的）とする。
- ・地域の区分は、旧市町村区域とする。

(2) 賃借料データの収集

- ・収集の対象は、市または農業委員会に提出された賃借料情報とする。
- ・賃借料無償の貸借等の筆数は、参考欄に記載する。
- ・著しく高額あるいは低額である賃借料情報については、集計の対象外とする。

(3) 賃借料情報について

- ・毎年1月～12月に効力の発生した賃借料情報を収集し、4月中に提供する。
- ・この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために賃借料情報を集計したものであるが、個別事情等を踏まえたうえで決定するようお願いします。